

## 議会基本条例の改正概要案（5月提案）について

### 1 経 過

町が計画している「芽室公園Park-PFI事業（以下「Park-PFI事業」という。）」は単なる公園整備ではなく、芽室公園全体の再整備構想のエリアに含まれる大型事業であり、また、周辺の世界体育施設等と密接に関連した総合的な公共事業であることから、今年度は合同委員会（総務経済・厚生文教両常任委員会）において、3度（7月29日、1月15日・28日）にわたり調査を行ってきた。

このほど、「Park-PFI事業」の公募結果と共に概算事業費が公表され、20年に及ぶ事業が具体的に進行していくことになるが、総事業費は明確になっていない実態である。「Park-PFI事業」の性格上、事業者と協議を重ねながら個別具体の事業内容や事業経費が確定していくことは一定理解するものの、芽室公園全体の再整備事業についても多額の経費が見込まれる。

これらのことから、この全体計画（整備内容・規模・事業費等）に対して、適時・的確かつ適正な監視とチェックを行使するための対策及び手法を議会運営委員会の案として整理したものである。

### 2 対応・対策（案）

- (1) 芽室公園再整備基本計画（整備概要・規模、事業費等）を議決事項に規定する（地方自治法第96条第2項）。
- (2) 芽室町議会基本条例を一部改正（第14条／議決事項の拡大）する。  
（改正予定時期：令和8年5月臨時会議）

### 3 調査手法（案）

芽室公園再整備基本計画（令和9年3月策定予定）について、次年度の総務経済常任委員会抽出事業として、「2：対応・対策（案）」を経て、計画的に重点調査することを検討する。